第２号様式（第４条関係）

資　料　利　用　申　請　書

（写真撮影、原板・印画の借用）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

沖縄県立博物館・美術館長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　申請者　代表者名：　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当者名：　　　　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団 体 名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所：〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL：　　　　　　FAX：

E-mail：

　下記により資料の写真撮影、原板・印画の利用を許可下さるようお願いします。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用区分 | | １写真原板（ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾃﾞｰﾀ）　２撮影　　３掲載　　　※○で囲む | | | |
| 希望日時・期間 | | 年　　月　　日　～　月　　日　　　　時　～　　時 | | | |
| 目  的 | 事　項 | 名　　称 | 部　数 | 制作予定日 | 備　　考 |
| 出版物  映　画  テレビ  ＤＶＤ  Ｃ　Ｄ  その他 |  |  |  |  |
| 資　　料　　名 | | | 数　量 | 仕　様 | 備　　考 |
| １．  ２．  ３．  ４． | | |  |  |  |

※留意事項

①当館学芸員の指示に従い、館員の勤務時間内に行うこと。

②資料の利用に当たっては、必要に応じ「**沖縄県立博物館・美術館所蔵**」と明記すること。

③資料の紛失あるいは損傷を与えた場合は、修理、製作等に係る実費を負担すること。

④資料のうち、当館以外に所有権者がいる場合は、当該者の同意書を添付すること。

⑤申請の際には、返信用封筒（切手貼付）を添えること。

⑥撮影は原則として休館日の午後に行うこと。

⑦制作された写真ディープやビデオ、CD等を当館に無償で１部（１点）納付すること。納付された制作品は当館が展示等で自由に使うことができる。

⑧写真原板の貸出期間は３週間以内とする。

⑨郵送費は申請者が負担すること。

⑩資料利用によって制作されたものは、登録商標化により独占しないものとし、所有権を侵害しないものとする。

**前項に違反した行為があったときは、この許可を取り消すことがある。**